

公費負担医療等関連情報

「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の見直し

2024年(令和6年)3月29日 健生肝発0329第3号

【編注】厚生労働省は3月29日、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の月数要件の変更について通知しました。適用は2024年4月1日です。

1. 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直しの内容

対象月数の短縮等について
過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が3月日以降を助成対象としているものを、過去2年間で2月日以降を助成対象とし

ます。

2. 当会発行『公費負担医療等の手引』23年11月版の訂正
第9章 第5節 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

旧	新
<p>② 対象者</p> <p>(2) 以下の①～③のいずれかで過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月がすでに2月以上ある者</p> <p>①～③ (変更なし)</p> <p>※ 3月日以降に高額療養費の限度額を超えた月の医療費に対し、助成を行う。</p> <p>※ 助成が行われる月については、都道府県が指定する医療機関で治療を受けている必要がある。1月日、2月日については助成が行われないため、指定医療機関以外の治療でも良い。</p>	<p>② 対象者</p> <p>(2) 以下の①～③のいずれかで過去2年間で高額療養費の限度額を超えた月がすでに1月以上ある者</p> <p>①～③ (変更なし)</p> <p>※ 2月日以降に高額療養費の限度額を超えた月の医療費に対し、助成を行う。</p> <p>※ 助成が行われる月については、都道府県が指定する医療機関で治療を受けている必要がある。1月日については助成が行われないため、指定医療機関以外の治療でも良い。</p>
<p>③ 申請の手続き等</p> <p>(2) 申請書類</p> <p>①、② (変更なし)</p> <p>③ 医療記録票の写し</p> <p>※ 過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が2月以上あることが記録されているもの。</p> <p>④ (核酸アナログ製剤治療について、肝炎治療特別促進事業による肝炎治療受給者証の交付を受けている場合) 対象医療を受けようとする日の属する月以前の12月以内の自己負担額等が記録されているもの(以下、肝炎治療月額管理票)の写し</p>	<p>③ 申請の手続き等</p> <p>(2) 申請書類</p> <p>①、② (変更なし)</p> <p>③ 医療記録票の写し</p> <p>※ 過去2年間で高額療養費の限度額を超えた月が1月以上あることが記録されているもの。</p> <p>④ (核酸アナログ製剤治療について、肝炎治療特別促進事業による肝炎治療受給者証の交付を受けている場合) 対象医療を受けようとする日の属する月以前の24月以内の自己負担額等が記録されているもの(以下、肝炎治療月額管理票)の写し</p>

旧		新
⑥ 給付の内容 対象となる医療について、肝がん・重度肝硬変関係医療（高額療養費を超えるものに限る）を受けた月数が既に <u>3月以上</u> ある旨の記載がある「医療記録票」を提示した者は、月1万円を超えた医療費が助成される。	→	⑥ 給付の内容 対象となる医療について、肝がん・重度肝硬変関係医療（高額療養費を超えるものに限る）を受けた月数が既に <u>2月以上</u> ある旨の記載がある「医療記録票」を提示した者は、月1万円を超えた医療費が助成される。
⑦ 担当する医療機関 ④ 当該月以前の <u>12月以内</u> に指定医療機関において対象関係医療（高額療養費が支給されるものに限る）を受けた月数が既に <u>2月以上</u> ある場合のものとして、対象関係医療（一部負担額が特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額以上のものに限る）が行われた場合には、公費負担医療の請求を行う。	→	⑦ 担当する医療機関 ④ 当該月以前の <u>24月以内</u> に指定医療機関において対象関係医療（高額療養費が支給されるものに限る）を受けた月数が既に <u>1月以上</u> ある場合のものとして、対象関係医療（一部負担額が特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額以上のものに限る）が行われた場合には、公費負担医療の請求を行う。

（『公費負担医療等の手引』23年11月版 P.582～584の該当部分を改正後の内容に変更）

府内4市町が「子育て支援医療費助成制度^{④5}」を拡充

2024年（令和6年）4月診療分（5月請求分）より、府内4市町において「子育て支援医療費助成制度」（いわゆる^{④5}）が拡充されます。

拡充する市町及び拡充内容は以下の通りです。

【^{④5}を拡充する市町及び内容】

八幡市：高校生の通院の自己負担額を助成（4月～8月は200円控除・償還払い。9月～は入院・通院ともに現物給付（200円負担））

※新たに助成の対象となる高校生の通院の払戻しは2024年9月から受付が開始されます。患者さんには2024年4月～8月診療分の領収書は、それまで大切に保管するようお願いください。

笠置町：中学生までの入院・通院の200円立替払い（償還あり）を現物給付に
 高校生の入院・通院の自己負担額の助成を償還払いから現物給付に

綾部市：高校生の入院の自己負担限度額を助成（200円控除）（償還払い）

与謝野町：高校生の入院・通院の自己負担額を助成（200円控除）（償還払い）

※2024年4月1日現在の「子育て支援医療費助成制度^{④5}」京都府内一覧は次ページに掲載

子育て支援医療費助成事業④⑤ 京都府内一覧

(2024年(令和6年)4月1日現在)

(対象)	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳まで	大学生	
京都市 入院 通院	現物給付(200円負担)				償還(1500円控除)		
京都市 入院 通院	現物給付(200円負担)				現物給付(1500円負担)注1		
向日市 入院 通院	現物給付(200円負担)				償還		
長岡京市 入院 通院	現物給付(200円負担)				償還(200円控除)		
大山崎町 入院 通院	現物給付(200円負担)						
宇治市 入院 通院	現物給付(200円負担)						
城陽市 入院 通院	現物給付(200円負担)						
久御山町 入院 通院	現物給付(負担なし)						
八幡市 入院 通院	現物給付(200円負担)				注5		※1
京田辺市 入院 通院	現物給付(200円負担)						
井手町 入院 通院	現物給付(負担なし)注2						
宇治田原町 入院 通院	現物給付(200円負担)						
木津川市 入院 通院	現物給付(200円負担)						
精華町 入院 通院	現物給付(200円負担)						
笠置町 入院 通院	現物給付(負担なし)						※1
和束町 入院 通院	現物給付(負担なし)注2						
南山城村 入院 通院	現物給付(負担なし)注2						
亀岡市 入院 通院	現物給付(負担なし)						
南丹市 入院 通院	現物給付(200円負担)				償還 (800円控除)		
京丹波町 入院 通院	現物給付(負担なし)				償還		
綾部市 入院 通院	現物給付(200円負担)				償還(200円控除)		※1
福知山市 入院 通院	現物給付(200円負担)注3				償還(200円控除)		
舞鶴市 入院 通院	現物給付(200円負担)						※2
宮津市 入院 通院	現物給付(200円負担)						
伊根町 入院 通院	現物給付(負担なし)注2				償還		
与謝野町 入院 通院	現物給付(200円負担)				償還 (200円控除)		※1
京丹後市 入院 通院	現物給付(200円負担)				償還 (200円控除)	注4	

注1 京都市の通院中学生は、月1500円超額の償還も適用

注2 井手町、和束町、南山城村、伊根町は窓口負担がない旨をシールで表記している場合あり

注3 福知山市は、住民税非課税世帯の中学生までの入院・通院とも自己負担なし。通院中学生は月1500円超額の償還も適用

注4 京丹後市の市民税非課税世帯の大学生等を対象

注5 2024年4月～8月分は償還払い(200円控除)。ただし、通院の払戻しは2024年9月受付開始。2024年10月～現物給付(200円負担)

※1は2024年4月からの変更。※2は2024年9月から高校生(200円負担)に拡充予定

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正について

令和6年3月29日 政令第114号

【編注】原子爆弾被爆者に対する援護における各種手当の支給額が変更になりました。施行は令和6年4月1日です。

・改正の内容

※下線部変更

手当の種類	支給要件	支給額 (2024年度)	
保健手当	下記以外の人	月額 <u>18,500</u> 円	
	身障手帳1級から3級程度の身体障害者、ケロイドのある人又は70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	月額 <u>36,900</u> 円	
健康管理手当	(略)	月額 <u>36,900</u> 円	
医療特別手当		月額 <u>150,020</u> 円	
特別手当		月額 <u>55,400</u> 円	
原子爆弾小頭症手当		月額 <u>51,630</u> 円	
介護手当		(重度)	月額 <u>106,820</u> 円以内
		(中度)	月額 <u>71,200</u> 円以内
家族介護手当		月額 <u>23,550</u> 円	

(『公費負担医療等の手引』2023年11月版 P.506の被爆者各種手当一覧のうち、該当部分を改正後の内容に変更)